

情報資産保護に関する基本方針

(セキュリティポリシー)

情報資産とは、当金庫が保有する各種情報と、各種情報を適切に処理し、または各種情報が正当に保護され使用されるための情報システムの総称をいいます。

情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざんや情報システムが停止した場合には、業務遂行に重大な影響が及ぶことはもとより、金庫イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失をもたらされ、地域の方々に迷惑を及ぼす可能性があることから、金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産を適切に保護し管理しなければなりません。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、本基本方針を定めます。

情報資産のうち、当金庫が保有する各種情報は最重要情報と重要情報、情報システムはその重要度に応じて、最重要システム、重要システム、一般システムに分類し管理します。また、情報資産の保護については、各情報資産の重要度やそれを取り巻く脅威および脅威の顕在化の可能性を考慮した上で現状の技術水準やコストを認識し、合理的なリスク対策をおこないます。

本基本方針は、情報資産の保護に関する諸規程の最上位に位置するものであり、情報資産保護のための具体的施策に関しては安全対策基準をはじめとする関連規程・要領に定めます。

情報セキュリティ管理を主管する担当理事は、本基本方針に沿って必要な体制を整備し、情報資産を適切に保護する役割を担います。また、管理上で得られた情報については、定期的、または必要に応じて常勤経営者会議に報告し、金庫全体として情報資産の保護・管理に努めます。

役職員等（嘱託、臨時・パート職員、派遣社員および関連会社従業員を含む。）は本基本方針が有効に機能するように努めます。